

お客様へのご案内

消費税率引き上げに関して

(令和元年8月27日)

相談料等の新消費税率の適用について

令和元年10月1日より、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による消費税率が引き上げられます。

御承知のとおり、引き上げ後の消費税率は、地方消費税を含めて10%(以下「新消費税率」といいます。)となりますが、**10月1日以降の請求書**より新消費税率によりご請求申し上げます。